

令和7年度 新宿区母子家庭等自立支援教育訓練給付事業

【事業の概要】

ひとり親家庭の親の就業を促進するため、厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講し、修了した場合に、受講料の一部を支給し、母子家庭及び父子家庭の自立を支援する制度です。支給を受けるためには、必ず受講前に手続きを行う必要があります。

【対象となる方】

新宿区にお住まいの、20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方（受講前の講座指定申請時、及び受講後の訓練給付金申請時ともに要件を満たしていることが必要です。）

- ☑母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方
- ☑教育訓練を受けることが、就職のために必要であると認められる方
- ☑過去に本事業による訓練給付金を受けていない方



【手続きについて】

- ☑支給を受けるためには、希望講座を受講することが就業に役立つと認められるかなど、区で審査を行ったうえで決定します。**講座**が開講する2か月前をめぐり、下記窓口までご相談ください。
- ☑対象講座指定申請書の受付は、**受講開始日の14日前までです。**
- ☑受講後の申請はできません。

＜手続きの流れ＞

- ①事前相談
- ②対象講座指定申請
- ③審査・決定
- ④受講
- ⑤受講後に給付金支給申請
- ⑥給付金の支給

【対象となる講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定訓練講座等

- ☞「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」は、ハローワークで閲覧できるほか、厚生労働省のホームページからも検索できます。

【支給額】

- ☑受講料の60%（一般または特定教育訓練給付の指定講座を受講する場合、上限200,000円、専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する場合、上限400,000円、下限はどちらも12,001円）を、受講終了後に支給します。
- ☞雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、上記の金額から雇用保険制度で支給される額を差し引いた額となります。

この事業について、ご相談・ご質問がある方は、下記までお問合せください。

【お問合せ】 新宿区 子ども家庭部 児童育成担当課 育成支援係
(新宿区役所 2階 16番窓口)

電話:03(5273)4558
FAX:03(3209)1145

